



第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

施策の方向	主な施策
1 人権尊重・男女平等意識の向上	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進 (3) 国際理解と協調
2 互いの性を尊重する社会づくり	(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援 (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画) (6) 女性に対する暴力の根絶

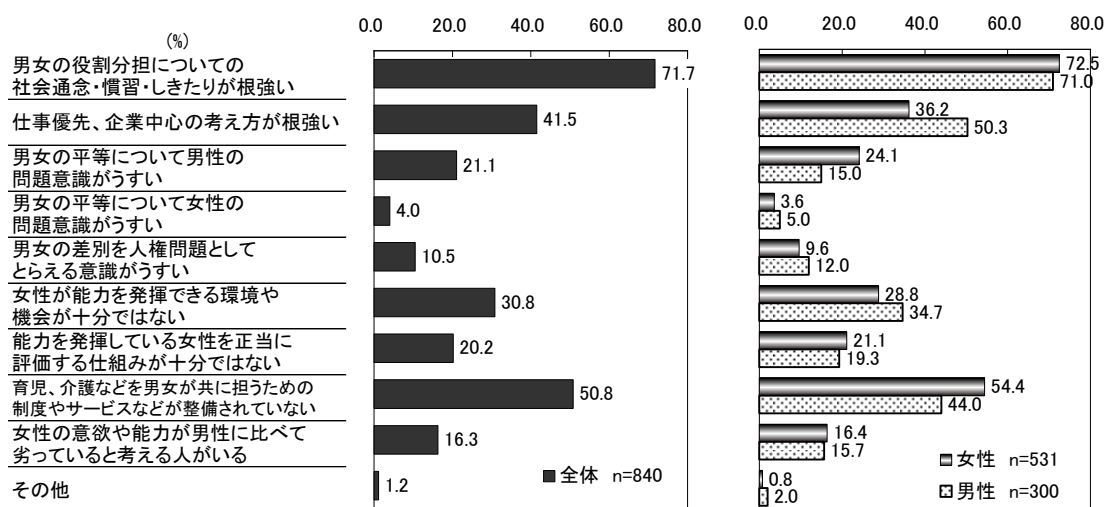
施策の方向 1 人権尊重・男女平等意識の向上

主な施策(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます（図表 14）。男性に対する働きかけを工夫し、＜男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである＞ということを理解できるようにすることが大切です。
 - 社会全体で男性が優遇されていると感じている（“男性優遇”）市民は 64.4%にのぼりますが（図表 11）、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 72.5%、男性 71.0%と男女ともに第1位にありました（図表 18）。社会通念・慣習・しきたりなどで“男性優遇”とする市民は、前回調査よりも減少したものの、男女ともに 70%台となっており（図表 12）、家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。
- なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業中心の考え方が根強い」（女性 36.2%、男性 50.3%）をあげていることから（図表 18）、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど働きかけをする必要があります。

図表 18 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（平成 24 年）

■平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障害」という言葉が使われるようになりました。しかし、性同一性障害や同性愛者など性的少数者といわれる人の人権問題に関する社会の理解はまだ不十分で、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めることが必要です。

近年、LGBT（性的少数者）についての社会的認知が進みつつあり、こうした人々への理解がこれまで以上に求められています。人権や男女共同参画の観点から、LGBT（性的少数者）への理解が促進されるよう、取組を行っていきます。

取組方針と具体的な施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。

◇性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

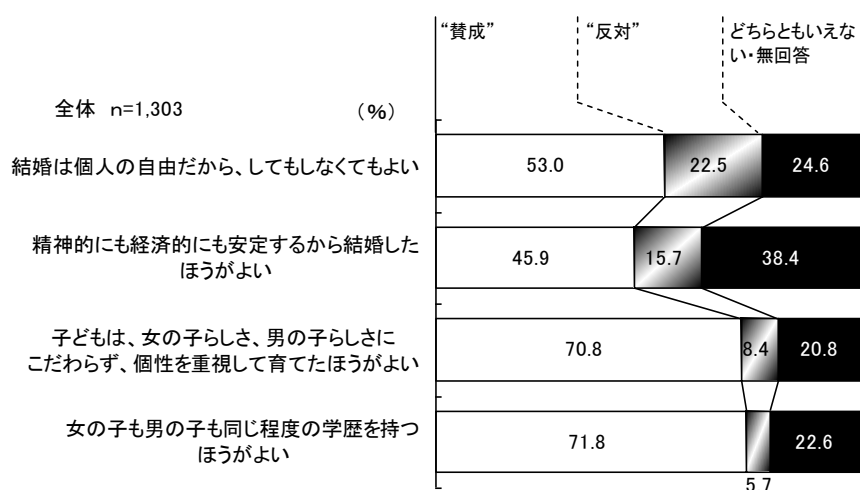
	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
1	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日のテーマにも注視しながら、男女共同参画情報誌「新樹」の発行、男女共同参画に関するリーフレットの作成・配布を行います。	情報誌「新樹」の発行部数・回数 リーフレット配布数	14.6千部 1回/年 1,530 枚	29.0 千部 2回/年 1,000 枚	男女共同参画センター
2	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、男女共同参画の推進状況を把握します。	アンケート回収数	274	350 以上	男女共同参画センター
3	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員周知回数 男女平等表現ガイドライン周知回数	1 回 2 回	1 回以上 3 回以上	市政発信課 男女共同参画センター
4	新規 LGBT(性的少数者)への理解の促進	LGBT(性的少数者)への人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、理解の促進を図ります。	LGBT の周知回数	—	2 回以上	生活課 男女共同参画センター

主な施策(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進

現状と課題

■市民意識調査では、結婚観（「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい」「精神的にも経済的にも安定するから結婚したほうがよい」）については、いずれも“賛成”が“反対”を上回りました。結婚観に関しては、従来の家制度や慣行に基づく考え方が根強く残されており、性別による固定的な性別役割分担を前提とするところも多いと考えられます。一方、子育て観については「子どもは、女の子らしさ、男の子らしさにこだわらず、個性を重視して育てたほうがよい」「女の子も男の子も同じ程度の学歴を持つほうがよい」に男女ともに“賛成”が圧倒的多数となっています（図表 19）。

図表 19 結婚・家庭・子育てに関する考え方



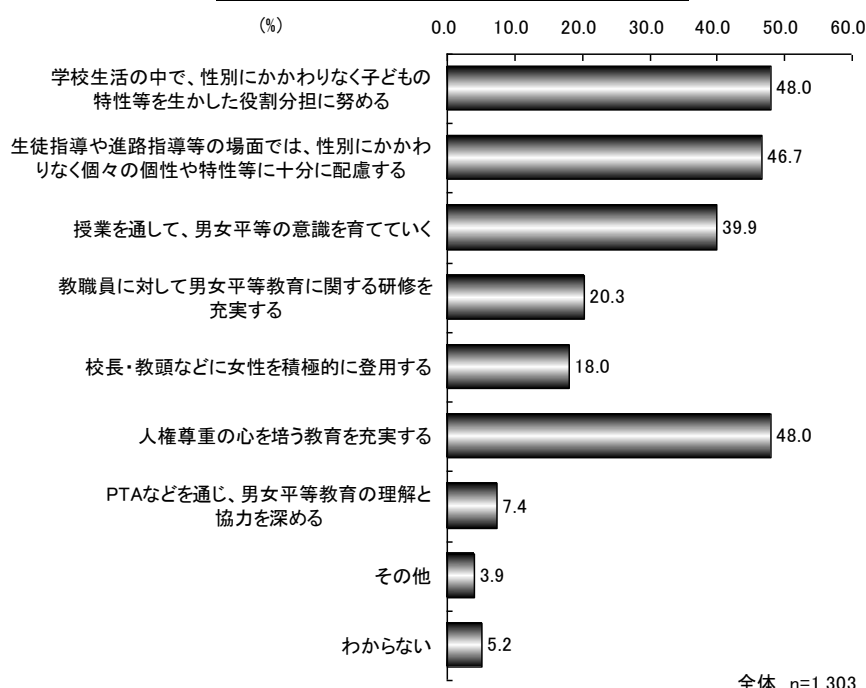
資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“賛成”とは「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」の合計、“反対”とは「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計です。

■学校教育で重要なこととしては、約半数が「学校生活の中で、性別にかかわらず子どもの特性等を生かした役割分担に努める」「人権尊重の心を培う教育を充実する」「生徒指導や進路指導等の場面では、性別にかかわらず個々の個性や特性等に十分に配慮する」と回答しています。次いで「授業を通して、男女平等の意識を育てていく」が4割弱、「教職員に対して男女平等教育に関する研修を充実する」が2割、「校長・教頭などに女性を積極的に登用する」「PTAなどを通じ、男女平等教育の理解と協力を深める」の順で続いています。

学校は未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を担っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 20 学校教育において重要だと思うこと



全体 n=1,303

資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。

◇一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育を行います。

◇すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
5	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるために講座やセミナーなどの学習機会を提供します。	受講者数	講座延人数 800 人	セミナー延 人数 400 人	男女共同 参画セン ター
6	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	公民館報掲載率 講座開催数・ 延べ参加人数	6.6% 11 回/691 人	7% 5 回/75 人	生涯学習 課(公民 館)
7	保育関係者への研修の充実	人権研修会や人権教育研修講座を開催し、保育士等の意識の高揚を図ります。	研修の回数	6 回	6 回	子育て施 設課
8	学校教育における男女平等教育の推進	各学校において、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施 回数	3 回	2 回以上	総合教育 プラザ
9	人権の男女の課題への取組の推進	それぞれの所管部署において実施している人権教育等について、情報の共有を図り効果的な取組となるよう推進します。	人権週間で の情報提供 回数	1 回	1 回以上	男女共同 参画セン ター

主な施策(3) 国際理解と協調

現状と課題

- 国際化の進展により本市も外国人が増加してきており、平成29年には6,000人を超え(図表21)、国籍も様々です。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 外国人市民が言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 21 前橋市の外国人の推移

(人)

	平成 25年12月末	26年12月末	27年12月末	28年12月末	29年12月末
合計	4,024	4,149	4,485	5,130	6,088
男性	1,772	1,884	2,118	2,534	3,146
女性	2,252	2,265	2,367	2,596	2,942

資料：群馬県市町村別外国人住民数・人口及び世帯数(前橋市 HP)

取組方針と具体的な施策

- ◇異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。
- ◇外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
10	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	国際的な視野の醸成	—	推進	男女共同参画センター 文化国際課 生涯学習課
11	在住外国人支援事業等の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国籍市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数	①週2回	①週2回	文化国際課
			②日本語教室の参加者数	②191人	②220人	
			③生活情報の提供言語数	③5か国語	③6か国語	

施策の方向 2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

- 女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。
なお、市民意識調査によると、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²）」の認知度は10%にも届かず、低い水準となっています。
- 全国的にみても、子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表 22）。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

図表 22 がん検診の受診率の推移

(%)

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
子宮頸がん	24.5	23.8	25.2	27.1	27.2
乳がん	22.5	22.7	23.8	27.0	26.5
胃がん	28.5	29.8	30.2	31.2	30.5
大腸がん	34.8	35.5	36.3	38.2	36.9
肺がん	40.8	41.3	42.0	43.2	42.2
前立腺がん	39.7	39.8	40.6	42.2	40.8

資料：平成 25～29 年度 前橋の市政概要

² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康と権利)とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）。

取組方針と具体的な施策

◇ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

◇母性機能の重要性を伝えながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
12	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健学習を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性に関する研修会等の開催	—	1 回以上	教育委員会 総務課
13	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査費助成事業を推進するとともに、一般不妊治療費助成事業を行います。	妊娠届出時健康相談実施状況	2,406 件	母と面会率 100% (届出後も含む)	子育て支援課
14	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、無料で子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上	・子宮頸がん：27.2% ・乳がん：26.5%	・子宮頸がん：50% ・乳がん：50%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV 検査を実施します。	HIV 検査の実施数	68.7%	予約可能数の 80%	保健予防課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉と内容の周知回数	1 回	2 回以上	男女共同参画センター

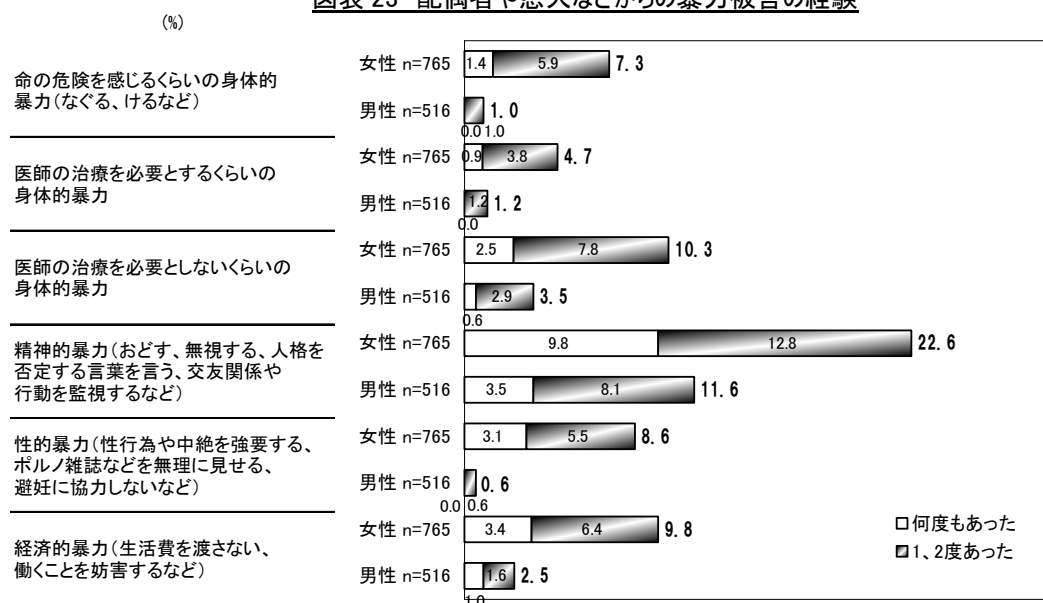
主な施策(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援

(前橋市DV防止基本計画)

現状と課題

■市民意識調査から、配偶者や恋人などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力(なぐる、けるなど)」を受けたことがある女性は、女性回答者の7.3%となっており、すべての項目で女性の回答が上回っています(図表23)。配偶者や恋人間の暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表 23 配偶者や恋人などからの暴力被害の経験

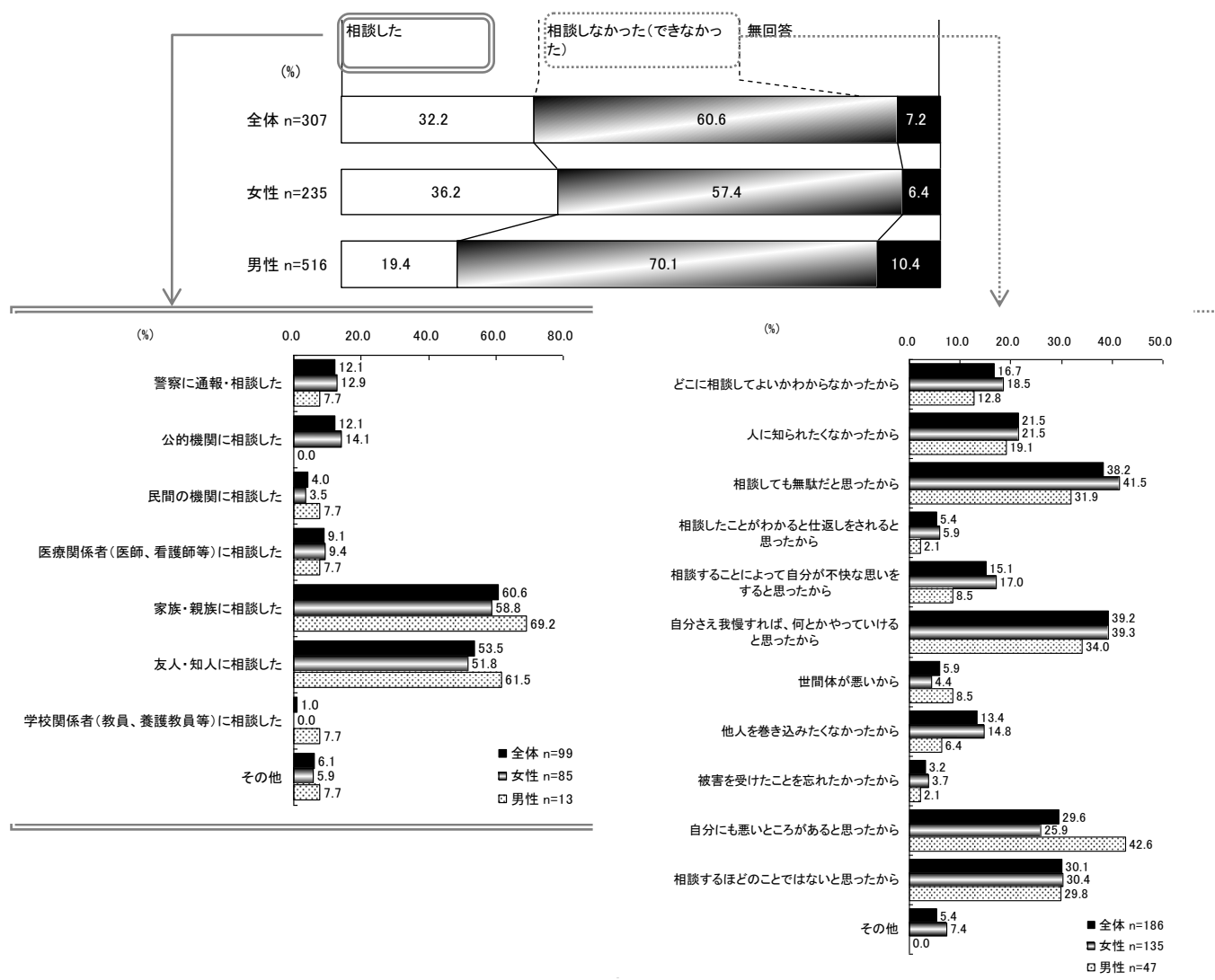


資料：市民意識調査（平成24年）

■暴力を受けた時の相談先については、「相談した」は32.2%にとどまり、多くの人が被害にあっても相談しておらず、相談した人も相談先は「家族・親族」(60.6%)や「友人・知人」(53.5%)が圧倒的に多くなっています。相談先の第3位は「警察」「公的機関」ですが、どちらも12.1%とたいへん少なく、公的機関に相談する人が少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(39.2%)、「相談しても無駄だと思ったから」(38.2%)、「相談するほどのことではないと思ったから」(30.1%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(29.6%)が続いています(図表24)。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や恋人間の暴力が重大な人権侵害であるという意識が低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因と考えられます。また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「どこに相談してよいかわからなかったから」とする回答がみられることから、相談機関についてさらにPRが必要です。

図表 24 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由



資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
15	D V 防止の意識づくり	D V に対する情報提供・働きかけを行います。	相談カード等の配布枚数	540 枚	600 枚	男女共同参画センター
16	D V 等に関する相談・支援体制の充実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。また、身近な支援の窓口として周知を図っていきます。	相談員研修受講回数	17 回	20 回以上	男女共同参画センター

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
17	D V 被害者支援関係機関の連携の強化	幅広い分野にわたる関係機関等が認識や情報を共有し、効果的に連携できるよう体制を整備します。	関係機関の担当者会議への出席回数	4 回	4 回	男女共同参画センター
18	女性の防御力の向上	女性がターゲットとなる犯罪被害から自分で身を守るための実践的な学習機会を提供します。	護身術講座開催回数	1 回	2 回以上	男女共同参画センター
19	デート D V 対策	デート D V に対する情報提供・働きかけを行います。	デート D V ミニ講座の開催回数	—	5 回以上	男女共同参画センター

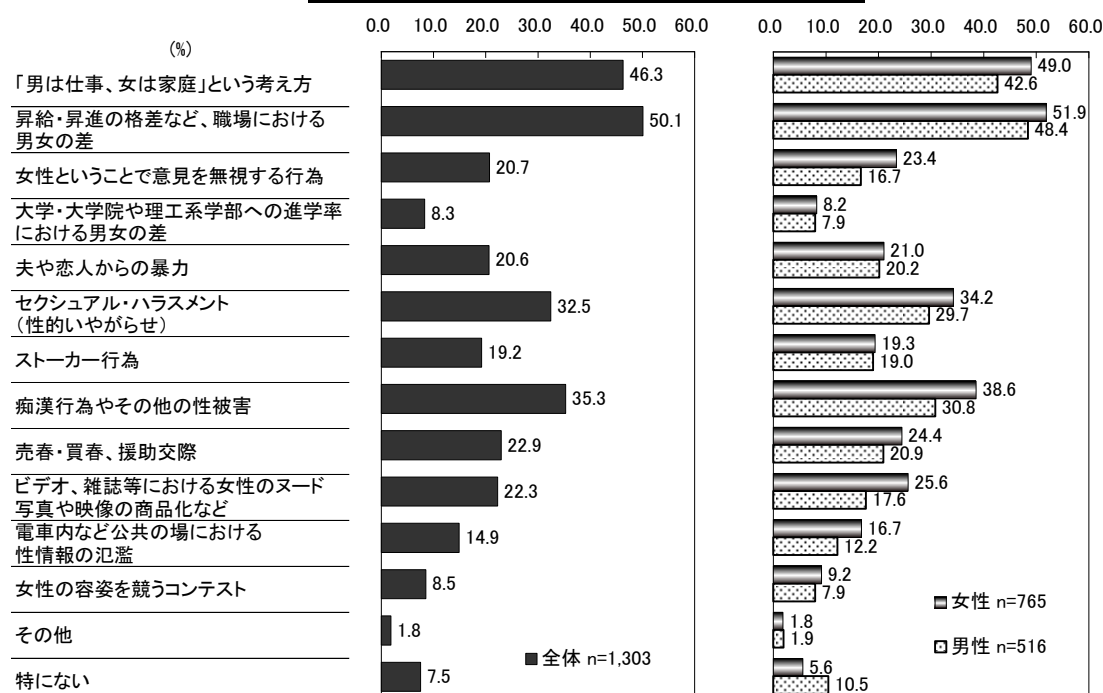
※デート DV とは、交際中の男女間で起こる暴力のことをいいます。相手を自分の思いどおりにしようと暴力で支配することにより起こります。男女共同参画センターでは教育委員会と連携し、市内中学生を対象に「デート DV ミニ講座」を開催し、将来、被害者・加害者のどちらにもならないようデート DV に対する情報提供や働きかけを行います。

主な施策(6) 女性に対する暴力の根絶

現状と課題

■女性の人権が尊重されていないと感じる割合としては、「ストーカー行為」が19.2%、「夫や恋人からの暴力」が20.6%、「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」が32.5%となっており、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の差」(50.1%)や「男は仕事、女は家庭」という考え方(46.3%)に比べると、依然として低い水準にあります。これらが女性の人権を侵害するものであるという認識を市民がもてるよう情報提供が必要です。また、「ビデオ、雑誌等における女性のヌード写真や映像の商品化など」(女性25.6%、男性17.6%)、「痴漢行為やその他の性被害」(女性38.6%、男性30.8%)では男女差がみられ、女性の人権としての認識が男性で低いことがわかります(図表25)。

図表 25 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査（平成24年）

■どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。

図表 26 群馬県内のストーカー・配偶者からの暴力(DV)事案認知件数<参考>

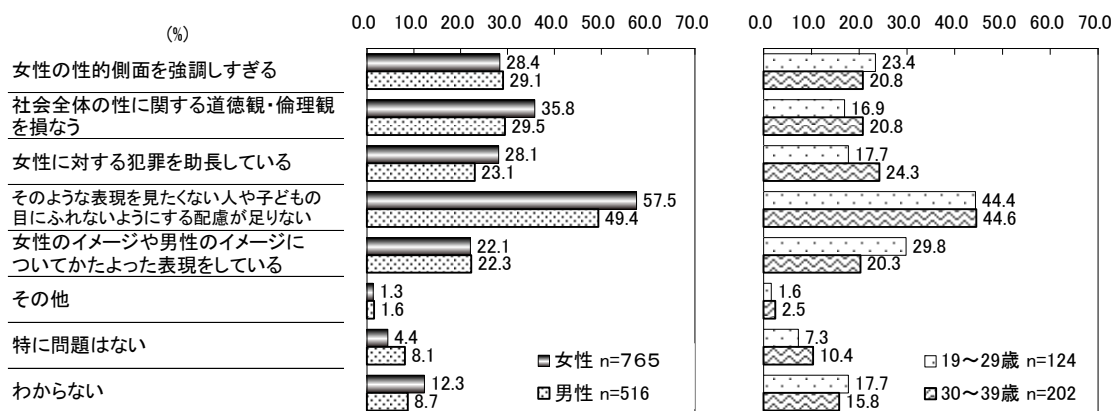
事業	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ストーカー	537 件	548 件	485 件	408 件	356 件
配偶者からの暴力(DV)	699 件	925 件	1,070 件	991 件	914 件

資料：群馬県警察 平成 29 年度統計資料

■女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。群馬県内のストーカーや配偶者からの暴力(DV)の事案認知件数は若干減少しているものの(図表 26)、ストーカーや配偶者からの暴力(DV)被害は引き続き深刻な問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ることが必要です。

■メディアにおける性や暴力の表現について尋ねたところ、「そのような表現を見たくない人や子どもの目にふれないようにする配慮が足りない」(女性 57.5%、男性 49.4%)、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観を損なう」(女性 35.8%、男性 29.5%)、「女性に対する犯罪を助長している」(女性 28.1%、男性 23.1%)となっており、ほとんどすべての項目で女性が高率なことから女性の問題意識が強いことがうかがえます。また年齢別にみると、30 歳未満と 30 代はほとんどの項目で全体に比べ問題視していない傾向がみられます(図表 27)。若い頃から情報に振り回されずその信憑性を見極める力(メディア・リテラシー)を高めることが必要です。

図表 27 メディアにおける性や暴力の表現について



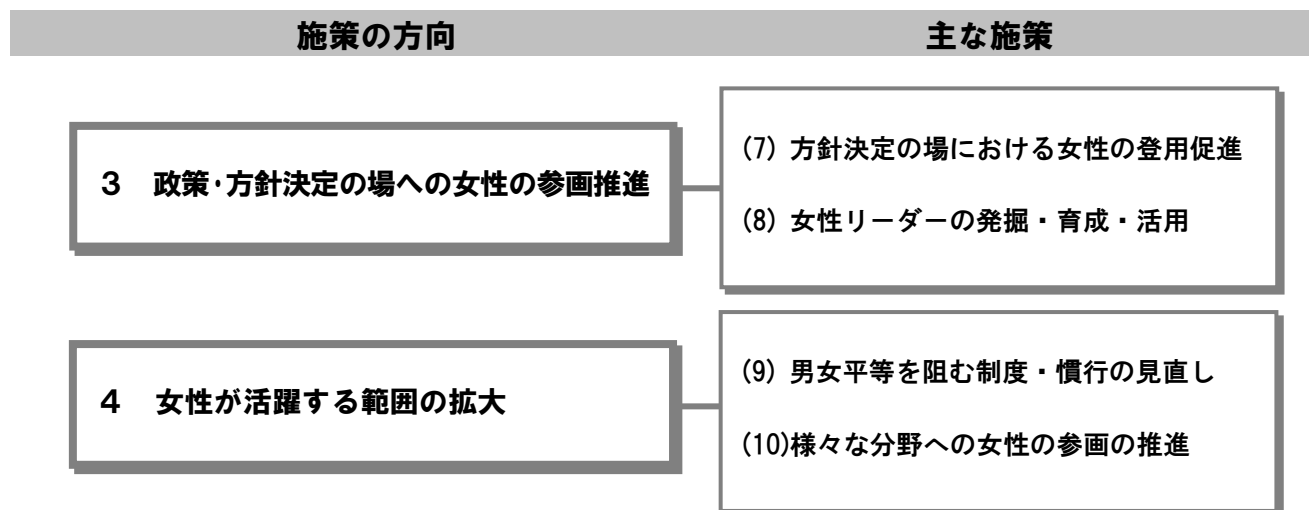
資料：市民意識調査(平成 24 年)

取組方針と具体的な施策

◇女性に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
20	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙やHPを通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	1 回	3 回以上	男女共同参画センター
21	セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実	市民からの相談に適切に対応するとともに、セクハラ防止について周知します。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知	14 回	3 回以上	男女共同参画センター
22	男女平等の視点に立った情報教育の推進	高度情報化社会を主体的に生きる子どもの育成を目指して、メディアを賢く安全に使う知識・知恵、そしてルールを守って使える心を育みます。また、子どもを取り巻く様々な立場の大人に高度情報化社会の課題と対策を理解させるとともに、それぞれの役割と責任に気付かせ意識の向上を図ります。	ケータイ・インターネット教室の開催	—	推進	青少年課

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし



施策の方向 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

主な施策(7) 方針決定の場における女性の登用促進

現状と課題

■活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表 28）。

図表 28 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合＜参考＞

		(%)
政治	国会議員(衆議院)	9.5
	国会議員(参議院)	15.7
行政	本省課室長相当職以上の国家公務員	3.3
	都道府県における本庁課長相当職以上の職員	7.2
司法	裁判官	18.7
	弁護士	18.1
雇用	民間企業(100人以上)における管理職(部長相当職)	6.0
	民間企業(100人以上)における管理職(課長相当職)	9.2
教育	初等中等教育機関の教頭以上	15.2

資料：平成 29 年版男女共同参画白書 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 27 年 1 月）より一部情報を更新。原則として平成 26 年値。

■本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成 29 年度末までに 35%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成 28 年4月現在 25%となっています（図表 29）。審議会等への女性委員の選任についてはこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。また、本市職員における女性の管理職は少なく（図表 30、図表 31）、登用を推進することが必要です。

図表 29 審議会等委員における女性の割合の推移

年度	実績値			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
審議会等における女性委員の割合	23.5%	26.6%	26.7%	25.0%

資料：行政管理課
まえばし Wind プラン 2014 平成 26～29 年度 実施状況報告書

図表 30 市職員における女性の割合の推移

年度	実績値(4月1日現在)			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
女性職員の割合	28.3%	28.6%	29.2%	29.7%
女性職員の人数	763 人	761 人	772 人	785 人
全職員数	2,694 人	2,660 人	2,638 人	2,635 人

資料：職員課
平成 25～28 年度 前橋の市政概要

図表 31 市管理職の女性比率の推移

年度	実績値(4月1日現在)			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
女性管理職(係長以上)の割合	13.2%	13.2%	14.0%	18.2%
女性管理職(係長以上)の人数	53 人	53 人	56 人	76 人
管理職(係長以上)の人数	402 人	400 人	399 人	417 人

資料：職員課
まえばし Wind プラン 2014 平成 25～28 年度 実施状況報告書

取組方針と具体的な施策

◇市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

◇市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

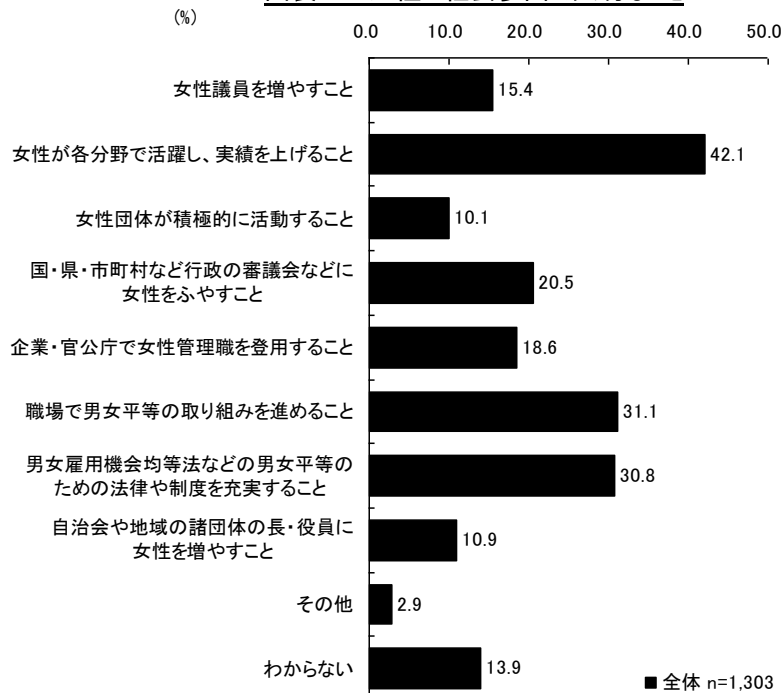
	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
23	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	審議会等における女性委員の割合	25%	31%	行政管理課
24	市における女性管理職の登用促進	管理職適任者は、積極的に選考考査を受験するよう周知します。	係長相当職以上(副主幹以上)の女性職員の割合	—	23%以上	職員課
			市立学校の女性管理職	校長 16.2% 教頭 21.6%	校長 20% 教頭 23%	学校教育課

主な施策(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

現状と課題

■市民意識調査では、方針決定への女性の参画を進めるために大切なことの第1位は「女性が各分野で活躍し、実績を上げること」(42.1%)で、前回調査と同様でした(図表32)。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しにくい社会のしくみを改める必要があります。

図表 32 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（平成24年）

取組方針と具体的な施策

◇リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
25	女性人材発掘と育成	女性を主たる構成員とする活動団体を把握し、情報提供を行います。	情報提供回数	—	1 回以上	男女共同参画センター
26	地域リーダーへの女性の登用	女性リーダーの活躍の場を提供します。	女性を主たる構成員とする活動団体と連携した事業数	4 回	3 回以上	男女共同参画センター

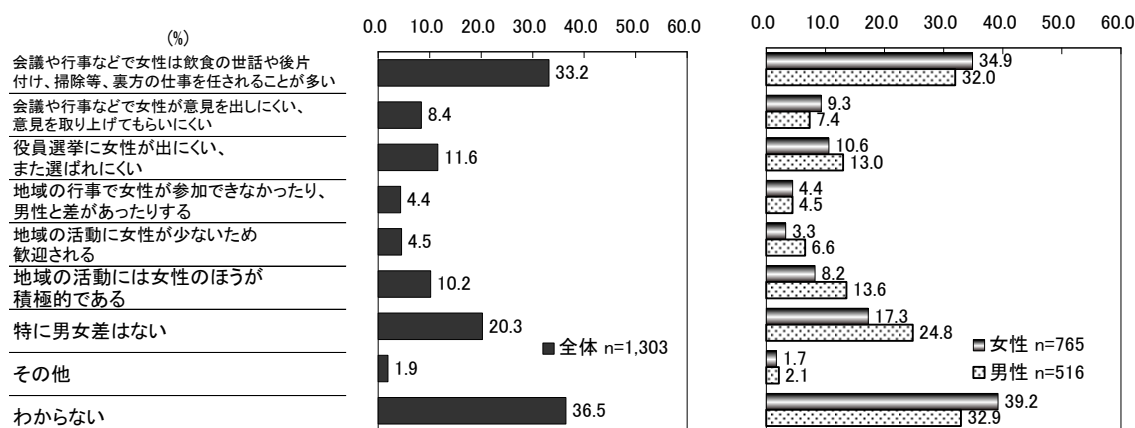
施策の方向 4 女性が活躍する範囲の拡大

主な施策(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、“男性優遇”と回答した割合は【社会通念、慣習・しきたり】において最も高く（図表 11）、また【社会全体】で男性が優遇されている原因も「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が 71.7%（図表 18）と圧倒的多数でした。家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。
- 市民意識調査で自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が 33.2%で最も多く、「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」が 11.6%で続きました。一方で「特に男女差はない」が 20.3%（女性 17.3%、男性 24.8%）となっており、感じ方に「男女差」がみられます（図表 33）。この「男女差」は、男性も女性も前回調査から変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります、市も働きかけをしなければなりません。

図表 33 地域(自治会)などでの状況



資料：市民意識調査（平成 24 年）

- 自治会をはじめとする地域活動団体における方針決定の場の女性の割合や女性の参画は、依然として低い水準で推移しています（図表 34、図表 35）。

図表 34 様々な分野における方針決定の場での女性の割合

(%)

		実績値				目標値 (29年度)
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	
(参考)	校(園)長	15.6	15.8	20.0	16.2	20.0
	教頭	11.7	13.2	18.7	21.6	20.0
自治会役員		10.0	16.0	18.0	18.0	22.0
PTA 会長		23.0	25.0	22.0	26.0	27.0
子ども会育成団体連絡協議会本部役員		45.0	50.0	48.0	44.0	50.0

図表 35 地域活動団体等における女性の参画状況

(%)

		実績値				目標値 (29年度)
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	
自主防災活動組織活動(防災訓練・出前講座受講を含む)への女性の参加率		—	10.0	18.0	26.0	30.0
「ようこそまえしを進める会委員会」ワーキンググループ		11.1	9.8	10.7	17.8	22.0

■基本法第4条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第15条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

■本市においても条例第3条（基本理念）の第4項において、「男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない」と定めています。また第14条では、市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員を設置しています。

取組方針と具体的な施策

◇生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に取り組みます。

◇様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
27	地域における制度・慣行の見直し	出前講座などの学習機会を提供するとともに、地域における男女平等を阻む慣習や慣行の実態を把握するため、市民アンケート調査を行います。	出前講座の実施回数	1 回	1 回以上	男女共同参画センター
28	市役所における制度・慣行の見直し	職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進します。	啓発実施	推進	推進	職員課
29	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	2 回	2 回以上	職員課
				1 回	1 回以上	男女共同参画センター

主な施策(10) 様々な分野への女性の参画の推進



現状と課題

- 全国有数の豚肉産出額を誇る本市は、地域固有の観光資源として赤城山の自然や歴史・文化等に注目しています。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTONのまちまえばし」が進められており、市は活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められています。
- 防災の分野では、東日本大震災や熊本地震で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が生じたケースがみられたことから、防災・復興に関する意思決定への女性参画の必要性が指摘されています。
また、平成24年9月の国の防災基本計画の見直しの際には、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれました。
平成25年3月には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など女性の視点を取り入れることが求められました。現在、市においても、指定避難所に女性用更衣室や授乳スペースなど女性専用スペースの設置と生理用品などの女性専用品の備蓄が進められていますが、今後さらに地域の自主防災組織などへの女性参画を強力に推進していく必要があります。

取組方針と具体的な施策

◇市民の身近な生活に関わる地域活動、防災分野、観光分野において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
30	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	18%	22%	生活課
31	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めまします。	女性 PTA 会長の割合	26%	27%	学校教育課
			女性子ども会本部役員の割合	44%	50%	青少年課
32	防災・災害対応における男女共同参画	防災分野に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。 男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練等を通じ、日ごろからの防災分野における女性の参加者を拡大します。	自主防災組織への女性の参画	—	推進	危機管理室
		男女共同参画の視点に立った防災・災害対応の体制を確立するために、女性の参加者を拡大します。	防災に関する情報提供	2 回	2 回以上	男女共同参画センター
		消防団員確保の取組として、女性消防団員の入団促進を図ります。	女性消防団員数	1 人	30 人	消防局 (総務課)
33	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	17.8%	22%	観光振興課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

施策の方向	主な施策
5 男女がいきいきと働ける環境の向上	(11)職場における男女共同参画の推進 (12)女性のチャレンジ支援 (13)農業分野への男女共同参画の推進
6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14)すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援 (15)すべての家庭に向けた介護支援
7 ゆとりある生活の推進	(16)ワーク・ライフ・バランスの推進 (17)多様な活動への男女の参画促進

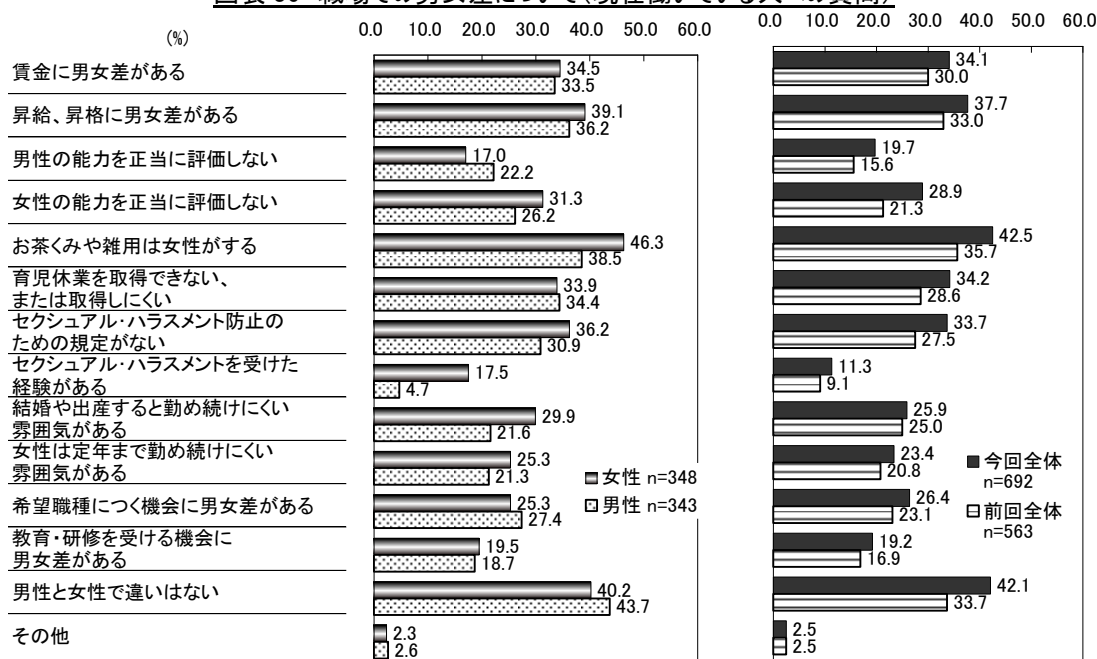
施策の方向 5 男女がいきいきと働ける環境の向上

主な施策(11) 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

■市民意識調査では、【職場】で男女が「平等」であるとの回答は 23.3%にとどまり、“男性優遇”が 53.8%と半数を超え（図表 11）、男性優遇が根強いことがわかりました。どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が 42.1%と前回調査から 8.4 ポイント上がりました。しかし一方では、「お茶くみや雑用は女性がする」が 42.5%（女性 46.3%、男性 38.5%）とこれを上回り、「昇給、昇格に男女差がある」が 37.7%（女性 39.1%、男性 36.2%）、「賃金に男女差がある」が 34.1%（女性 34.5%、男性 33.5%）と続いています。また、「育児休業を取得できない、または取得しにくい」（34.2%）、「セクシュアル・ハラスメント防止のための規定がない」（33.7%）も職場の課題を示しています（図表 36）。

図表 36 職場での男女差について（現在働いている人への質問）



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

■群馬県男女共同参画推進条例では、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る責務（第 6 条）を規定するとともに、普及啓発などを行う「男女共同参画推進員」の設置（第 15 条）を定めています。平成 28 年度現在、本市には 134 人が任命されています。

◇仕事と家庭が両立できる職場づくり（育児・介護休業が取得しやすい仕組みや環境の整備、男性の育児・介護休業取得促進、育児休業後の職場復帰支援、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方の導入、半日又は時間単位の休暇制度の導入）

◇女性の能力の活用（各種研修への女性の参加の推進、性別にとらわれない能力や成果に配慮した人事制度の確立）

◇男女が共に働きやすい職場環境づくり（残業の削減促進、計画的に有給休暇が取得しやすい環境づくり）

◇セクシュアル・ハラスメントの防止（セクシュアル・ハラスメント防止の方針の周知、相談・苦情受け付け窓口の整備など）

取組方針と具体的な施策

◇労働と家庭の責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主が配慮すべき事項について理解を広めていくとともに、男女共同参画を推進する事業所の動機づけを推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
34	産業振興・社会貢献 優良企業表彰の実施	男女共同参画に積極的に取り組んだ企業を表彰し、男女共同参画に対する企業の取組を促進します。	表彰企業数	1 社	8 社 (累計)	産業政策課
35	公共調達における 評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	(評価等の) 実施	実施 検討	実施	契約監理課
36	男女共同参画の視 点に立った職員の 配置	市の組織において男女共同参画の視点に立った職員の配置を行います。	個人の能力 に応じた職 域配置	推進	推進	職員課
37	市・事業者への労 働法等の情報提供	男女雇用機会均等法の順守や職場における妊産婦保護 ³ の推進等、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。	情報提供	—	通年で推進	産業政策課
			情報提供回 数	—	2 回	男女共同 参画セン ター

³妊産婦保護：

妊娠届出時、働く女性については、母子健康手帳とともに母子健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）が配布されます。主治医等は、妊娠中または出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合に、この「母健連絡カード」に必要な事項に記入して渡します。妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にカードを提出し、事業主はカードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じることとなっています。

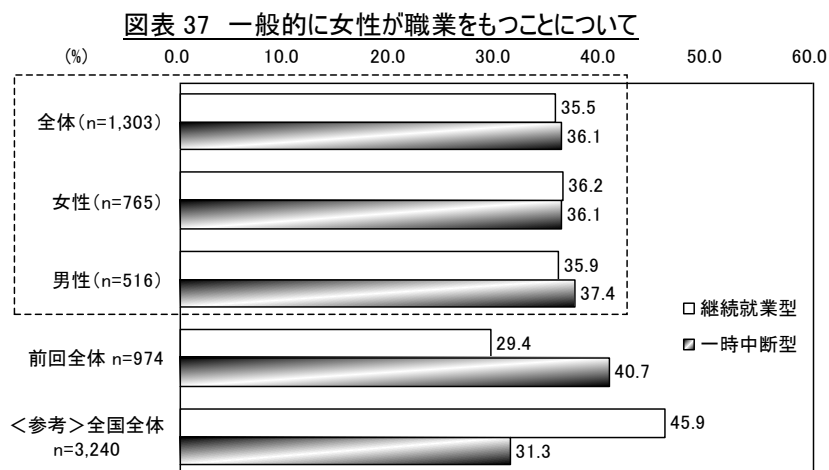
主な施策(12) 女性のチャレンジ支援

現状と課題

■本市においても女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる20代後半から30代にかけて低下するM字カーブを描いています(P16、図表9)。

一般的に女性が職業をもつことについて、市民意識調査では「一時中断型」(「子どもが成長したら再びもつ方がよい」)が36.1%、「継続就業型」(「子どもができてても職業を続ける方がよい」)が35.5%と両者が拮抗しています。前回調査では一時中断型(40.7%)が継続就業型(29.4%)を大きく上回っていましたが、両者の差が大幅に縮小しました。参考として、全国調査(平成21年)では継続就業型が一時中断型を大きく上回っています(図表37)。

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。



資料：市民意識調査(平成24年・19年・平成21年世論調査)

取組方針と具体的な施策

◇女性が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
38	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	—	300 人	産業政策課
39	起業家支援	起業を志す人を対象に、性別にかかわらず起業を成功させるために必要な知識を習得するセミナーを開催します。	セミナー参加人数	—	30 人	産業政策課

主な施策(13) 農業分野への男女共同参画の推進

現状と課題

- 本市農業委員会において、平成 29 年 7 月以降、農業委員 24 人のうち女性農業委員は 4 人です。農林水産業分野では、女性の働きが大きなウェイトを占めているにも関わらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野といわれており、今後、一層啓発を進めていく必要があります。
 - 平成 28 年度における本市の専業農家の家族経営協定締結戸数は 323 戸で、締結割合は 25.4%となっており、少しずつ増加しています。(図表 38)。
 - 国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6 次産業化⁴」を推進することが必要であるといわれています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農林水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。
- 農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が、実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

図表 38 家族経営協定の推移

	実績値			
	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
専業農家への家族 経営協定の締結割 合	22.4%	23.3%	24.3%	25.4%
専業農家への家族 経営協定の締結戸 数	285 戸	296 戸	309 戸	323 戸

(専業農家数 1,268 戸、2015 農林業センサス)

資料：農業委員会事務局

⁴ 6次産業化：

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、6次産業化を推進しています。

取組方針と具体的な施策

◇農業に従事する女性が農業に魅力とやりがいをもって、能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
40	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	家族経営協定締結割合	25.4% 323 戸	31.2% 1,268 戸	農業委員会事務局
41	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	意見交換会等の回数	4 回	6 回	農政課
42	農業起業家への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農林水産物の加工等による起業について支援を行います。	販売促進イベントや研修会等への参加回数	—	20 回	農政課

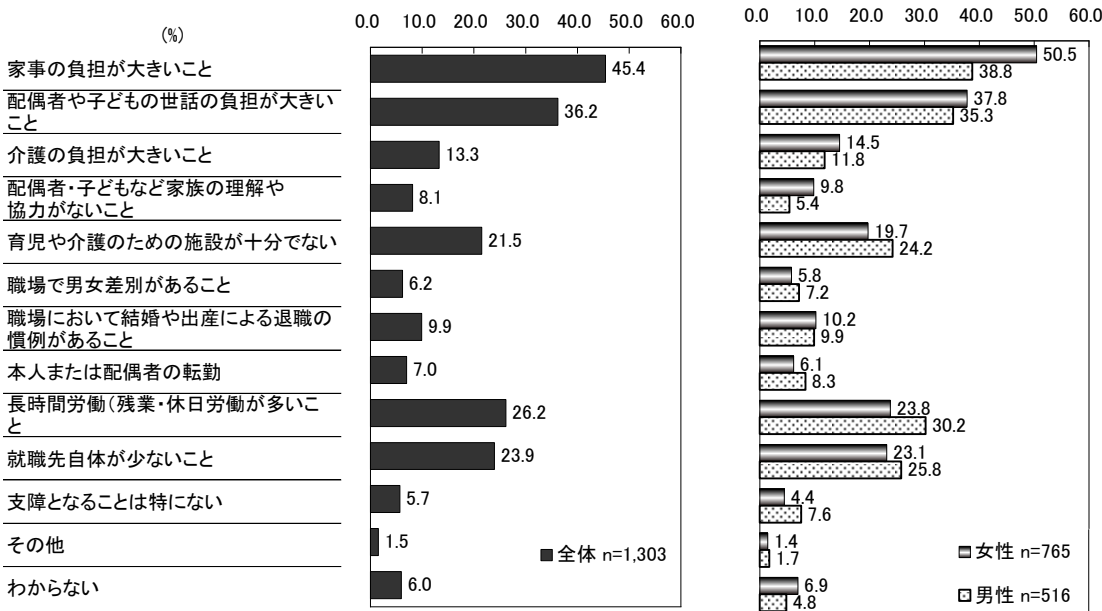
施策の方向 6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

主な施策(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援

現状と課題

■働く上での支障について、「家事の負担が大きいこと」45.4%（女性 50.5%、男性 38.8%）と「配偶者や子どもの世話の負担が大きいこと」36.2%（女性 37.8%、男性 35.3%）の2項目が大変多く、どちらも女性の方が高率となっているのが特徴です（図表 39）。家事・育児などが女性に集中する現状を改めるよう、男性への働きかけが求められています。

図表 39 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査（平成 24 年）

■平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1 時間」、女性は「4 時間 37 分」で、夫婦の就業形態別でみても、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で差がありません（図表 39）。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約 4.5 倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。前回調査との比較においても男女差は拡大しており、家庭生活における男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが、家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランスを推進する視点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 39 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

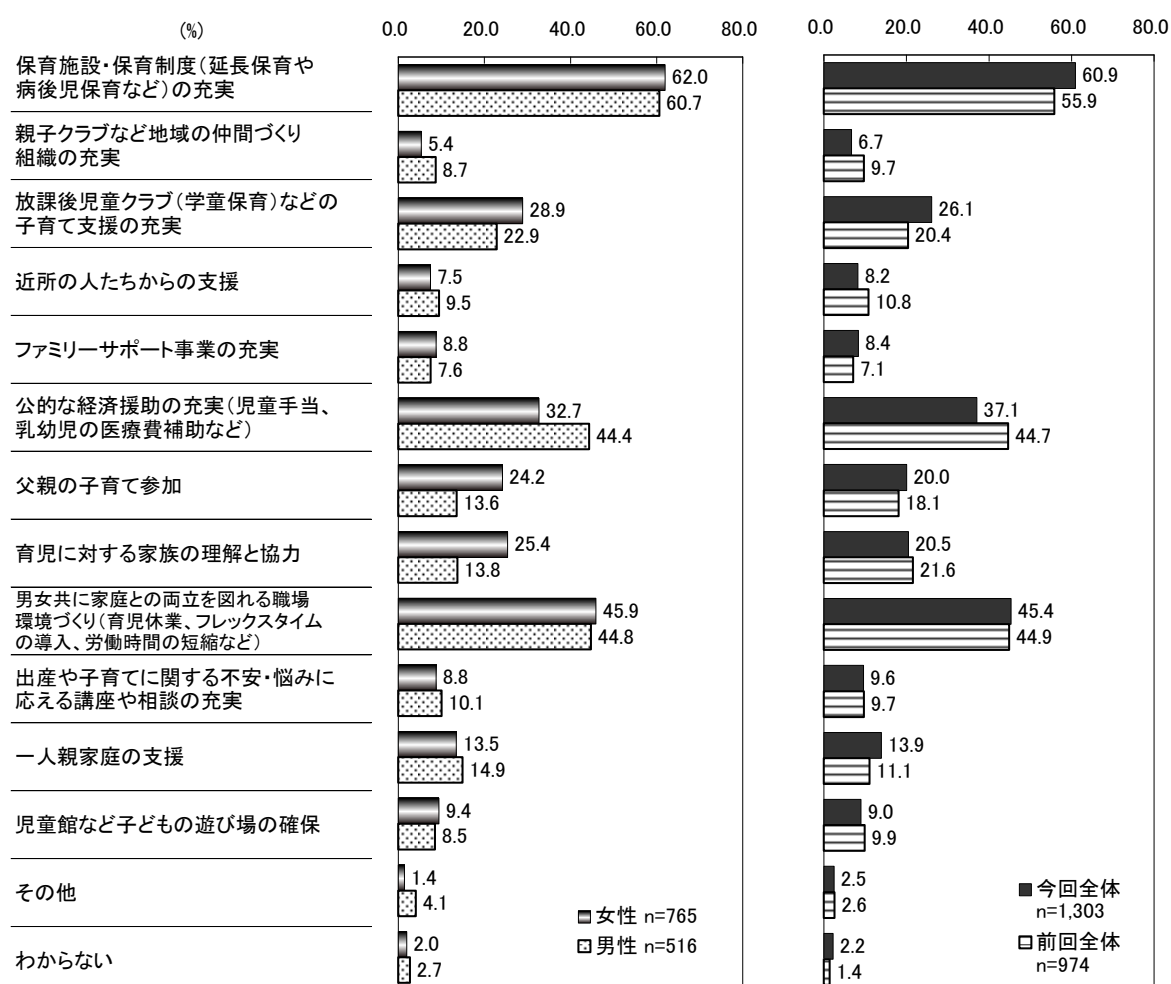
		共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
全体 n=1,303	3 時間 17 分	2 時間 52 分	3 時間 21 分	4 時間 59 分
女性 n=765	4 時間 37 分	4 時間 03 分	4 時間 53 分	7 時間 05 分
男性 n=516	1 時間 00 分	1 時間 06 分	0 時間 48 分	1 時間 02 分

資料：市民意識調査（平成 24 年）

■子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後児保育など）の充実」（60.9%）が最も多く、次いで「男女共に家庭との両立を図れる職場環境づくり（育児休業、フレックスタイムの導入、労働時間の短縮など）」（45.4%）、「公的な経済援助の充実（児童手当、乳幼児の医療費補助など）」（37.1%）が続いています。なお、女性は「放課後児童クラブ（学童保育）などの子育て支援の充実」「育児に対する家族の理解と協力」「父親の子育て参加」が多くなっています（図表 40）。

前回調査との比較では、「放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」と「保育施設・保育制度（延長保育や病後時保育など）の充実」はやや増加しており、「小一の壁」といわれる就学前の保育サービスと小学校入学後の保育サービスの落差等による継続就業の難しさが垣間みられます。労働条件の改善など男性が家事等を担える条件づくり、育児・介護等への公的な支援の拡充が求められています。

図表 40 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

■住民同士の支え合いを基本とするファミリー・サポート・センターについては、登録会員数並びに年内利用件数は、ほぼ横ばいの状況です（図表 41）。

図表 41 ファミリー・サポート・センター会員数の推移

	実績値			
	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
登録会員数(人)	1,560	1,640	1,646	1,631
お願い会員	1,140	1,197	1,185	1,158
まかせて会員	325	340	352	394
どちらも会員	95	103	109	79
年間利用件数(件)	5,900	6,119	5,499	5,520

資料：子育て施設課 平成 25～28 年度実施状況報告書

■一方、働いている働いていないに関わらず、「子どもの病気や発育」（51.6％）と「子育てに伴う経済的負担」（50.5％）が子育て不安としてあげられています。中でも女性は「家族が子育てに協力しない」「子育てを手伝ってくれる人がいない」が特に多く、子育ての孤立化も心配されます。特に子どもが低年齢の時には子育て不安が高く、孤立化が高じると虐待に至るケースも発生しています。

取組方針と具体的な施策

◇男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
43	多様な保育サービスの提供	保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	実施箇所	109	110	子育て施設課
44	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい人たちが会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援します。	ファミリー・サポート・センター登録会員数の利用件数	1,631 人 5,520 件	1,600 人 6,300 件	子育て施設課
45	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設クラブを拡充します。	放課後児童クラブ利用者数	3,296 人	3,942 人	子育て施設課
46	パパママ教室・マタニティセミナーの開催	妊娠中に具体的な子育ての方法を学び母親・父親がスムーズに育児ができるようパパママ教室・マタニティセミナーを開催します。	パパママ教室・マタニティセミナー参加人数	1,457 人	パパママ教室 700 人 マタニティセミナー 650 人	子育て支援課

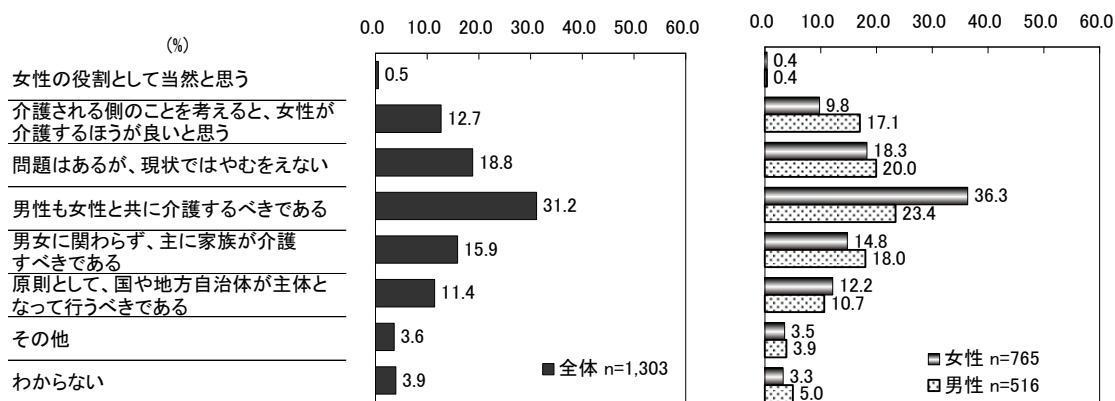
	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
47	子育て支援の充実 及び男性の利用の 促進	地域子育て支援拠点事業、乳 幼児の育児支援事業、幼児教育 センター事業の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 促進します。	・地域子育て 支援センター 利用者数	91,158 人	80,200 人	子育て施 設課
			・元気保育 園利用者数	7,743 人	6,000 人	
			・認定こど も園の子育 て支援事業	—	33,800 人	
48	子育て相談体制の 充実及び男性の利 用の促進	各施設の子育て相談、就学・ 発達相談体制の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 促進します。	乳幼児育児 支援参加数	・あそび相談 24回727組 ・離乳食講習会 18回539組 ・すこやか健康教室 81回3305人	・あそび相談 24回700組 ・離乳食講習会 18回600組 ・すこやか健康教室 75回2700人	子育て支 援課
			子育て支援 井戸端会議 回数	5 回	3 回	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			家庭児童相 談・こども 発達支援相 談件数	2,349 件 (家庭) 1,642 件 (こども 発達)	2,500 件 (家庭) 1,800 件 (こども 発達)	子育て支 援課
			相談対応に おける合意 形成の割合	—	100%	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			教育相談 同意できた 割合	100%	100%	総合教育 プラザ(特 別支援教育 室)

主な施策(15) すべての家庭に向けた介護支援

現状と課題

■高齢者介護が女性の役割になりがちなことについて、「男性も女性と共に介護するべきである」が31.2%と最も多く、「問題はあるが、現状ではやむをえない」が18.8%が続いています。性別でみると、女性は「男性も女性と共に介護するべきである」が36.3%と男性(23.4%)を大きく上回っています(図表42)。社会全体で介護を担う、性別にかかわらず担うという体制の整備が必要です。

図表 42 高齢者介護が女性の役割になりがちなこと



資料：市民意識調査（平成24年）

取組方針と具体的な施策

◇家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
49	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	介護基盤の整備量	3,173 人	3,540 人	長寿包括ケア課
50	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	地域ケア会議の開催数	106	150	長寿包括ケア課
51	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数	19,456 人	25,000 人	長寿包括ケア課

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
52	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業の延利用人数	3,109 人	4,300 人	障害福祉課

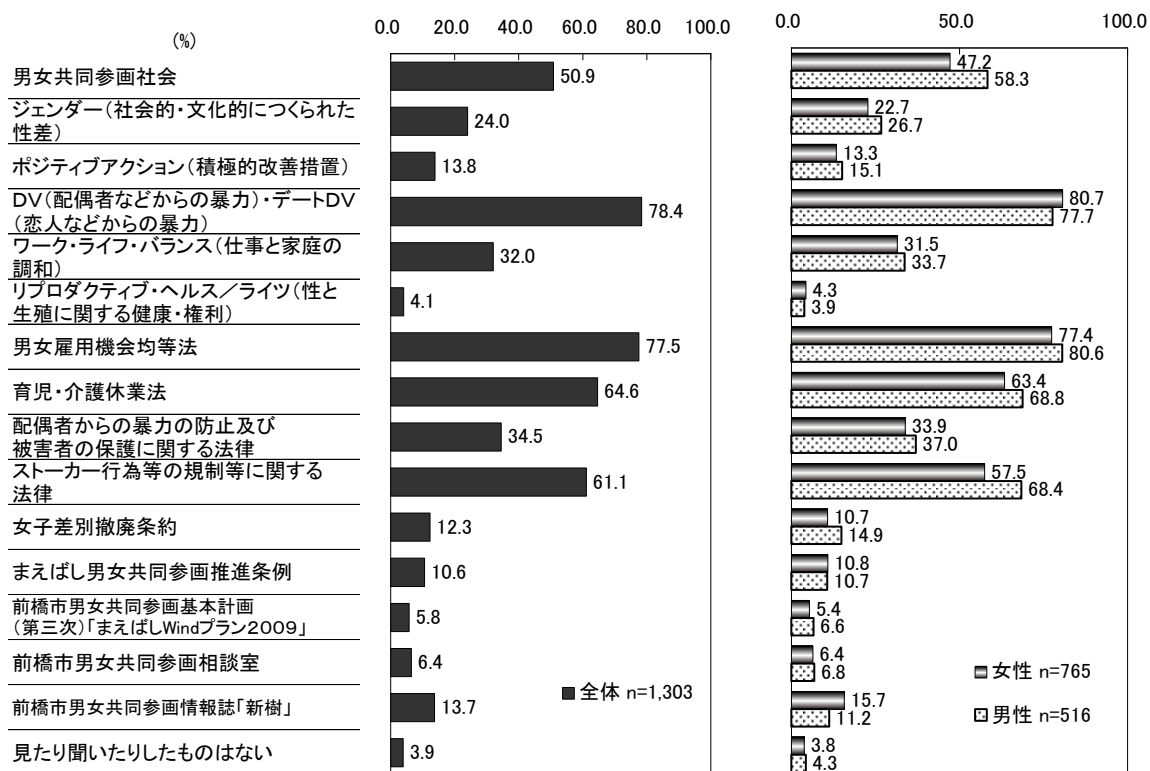
施策の方向 7 ゆとりある生活の推進

主な施策(16) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- 国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。
- 男女共同参画に関係する各種の法律・制度・用語について「見たり聞いたりしたこと」があるかを聞いた質問では、「男女共同参画社会」が50.9%とようやく半数を超えました。一方、「男女雇用機会均等法」(77.5%)、「育児・介護休業法」(64.6%)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(61.1%)と、概して法律の認知度が高くなっています。これに対して、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」は32.0%と3分の1にとどまっています(図表43)。国の法律と異なり、市の施策や関連用語についてはマス・メディアを通じて接することが少なく、一層の広報が必要です。

図表 43 男女共同参画に関する用語や施策の認知度



資料：市民意識調査（平成24年）

取組方針と具体的な施策

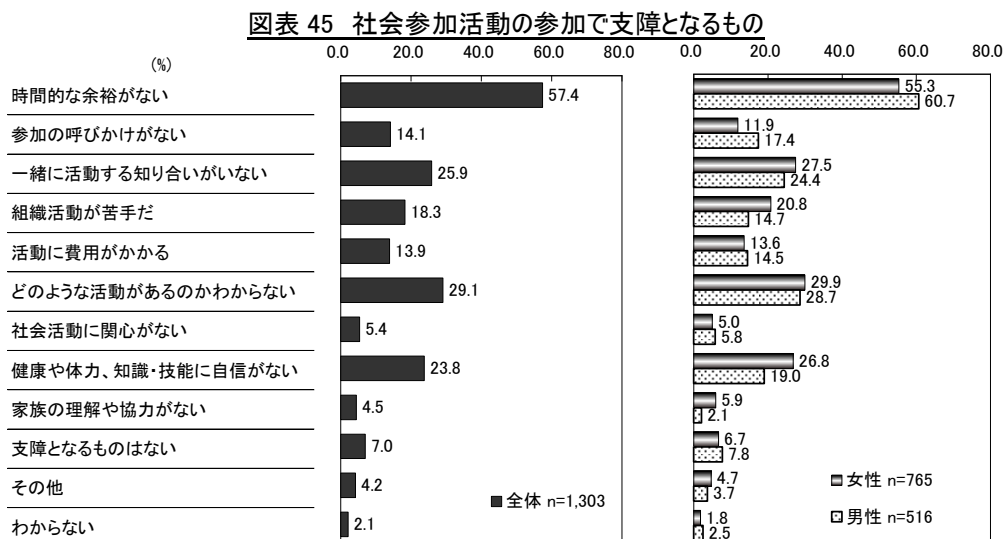
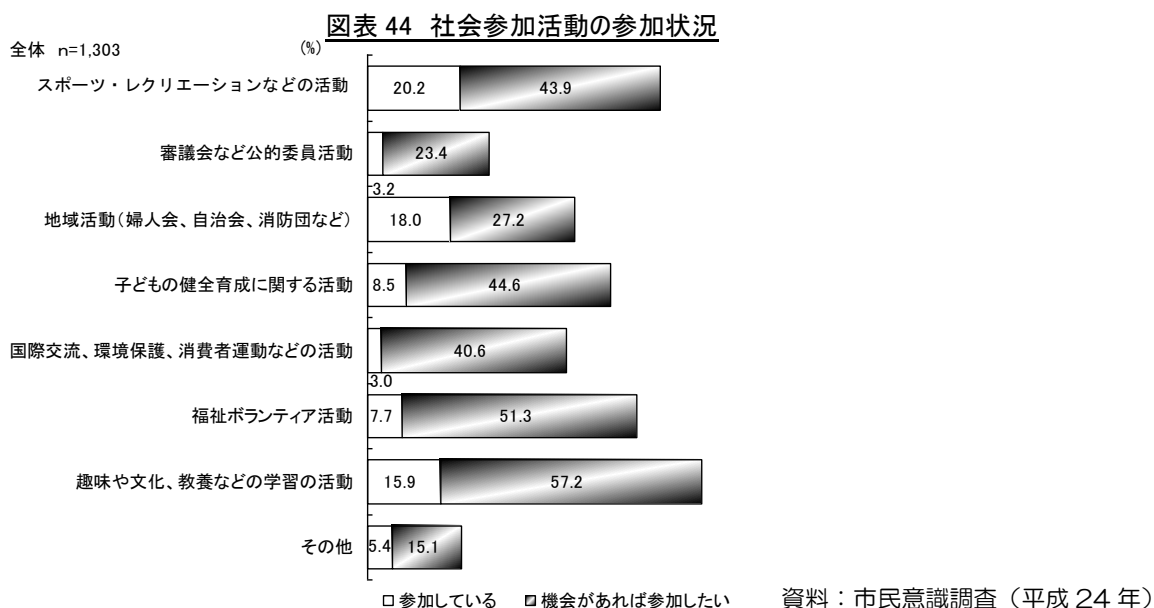
◇仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
	両立支援対策	仕事と家庭、地域活動、趣味等との両立支援のための情報提供、働きかけを行います。	情報提供、働きかけの回数	1 回	2 回以上	男女共同参画センター
53	新規 男性の育児参加のための休暇の取得促進	男性職員の育児参加のための休暇の取得を促進します。	休暇の取得率	—	推進	職員課
54	育児・介護休業法の制度活用	事業主や労働者に育児休業・介護休業制度について情報提供を行い、制度の普及定着を推進します。	市の助成金の利用件数	9 件	10 件	産業政策課
55	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行います。また、市内企業等の具体的な取組について紹介していきます。	ワーク・ライフ・バランスの周知回数	—	2 回以上	男女共同参画センター

主な施策(17) 多様な活動への男女の参画促進

現状と課題

■現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.2%)、「地域活動(婦人会、自治会、消防団など)」(18.0%)、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(15.9%)で、機会があれば参加したいものとしては、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(57.2%)、「福祉ボランティア活動」(51.3%)、「子どもの健全育成に関する活動」(44.6%)があがっています(図表44)。「参加している」活動は、すべての活動において前回調査を下回っており、「機会があれば参加したい」も下回るなど全体的に低調な傾向がみられます。社会参加する上で支障になる要因として、57.4%が「時間的な余裕がない」をあげていますが、女性は「健康や体力、知識・技能に自信がない」と「組織活動が苦手だ」、男性は「参加の呼びかけがない」が多くなっています(図表45)。全体としては、忙しすぎる働き方や家族の世話の大変さで、地域活動に参加する意欲も低下している様子が見られます。



取組方針と具体的な施策

◇男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
56	子育て・親子支援 講座参加への促進	子育てに関する学びや地域活動への参加を促すため、男性の育児参加の促進も含め、性別に関わりなく、誰もが参加しやすい「子育て・親子支援」をテーマとした講座を開催します。	講座の回数	15 回	16 回 (公民館で 各 1 回)	生涯学習課
57	市民ボランティア 活動の促進支援	公設民営化した市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	市民活動支援センターの登録団体数の増加	306 団体	350 団体	生活課

